

議第73号

高島市こども若者応援ベースの設置および管理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年8月30日

高島市長 福井正明

高島市こども若者応援ベースの設置および管理に関する条例

高島市こども若者応援ベースの設置および管理に関する条例を次のとおり定める。

(設置)

第1条 児童、若者および妊産婦の福祉ならびに児童および若者の健全育成に資する包括的な支援を行うため、高島市こども若者応援ベース（以下「応援ベース」という。）を設置する。

(名称および位置)

第2条 応援ベースの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高島市こども若者応援ベース	高島市新旭町北畑45番地1

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、応援ベースの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。